

6.6 水循環

6.6.1 環境保全のための措置

6.6.1.1 予測に反映した措置

(1) 工事の施行中

- ・工事に際しては、掘削深度の深い区域の周囲を遮水性の高い山留め壁（SMW）で囲み、かつその先端をGL約-50mまで根入れして、各帯水層からの地下水の湧出を抑制するとともに、山留め壁下側から回り込む地下水の流入を防ぐ工法を採用する。
なお、山留め壁の詳細な根入れ深さは、地盤調査の結果を考慮の上、決定する。

(2) 工事の完了後

- ・計画地内の緑化に努め、地下水へのかん養を図る。
- ・北区と協議の上、「雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」に定める雨水流出抑制として、貯留施設を設ける。

6.6.1.2 予測に反映しなかった措置

(1) 工事の施行中

- ・工事に先立ち観測井を設置し、工事の施行中における主要帯水層の地下水位の変動を把握するとともに、定期的に測量を行うことにより地盤面の変位を把握し、異常があった場合には適切に対処する。
- ・盤ぶくれ等が生じる恐れがある場合には、山留め壁の根入れをさらに深くする等、周辺への影響を最小限に留める対策を講じる。

(2) 工事の完了後

- ・計画建築物の地下く体工事完了後から一定の期間中、観測井を設置し地下水位の測定を行う。

6.6.2 評価の結果

6.6.2.1 工事の施行中

(1) 地下水の水位及び流況の変化の程度

「地盤」の「工事の施行中 地下水の水位及び流況の変化の程度」に示したとおり、地下水の水位及び流況に及ぼす影響は小さいと考える。

6.6.2.2 工事の完了後

(1) 地下水の水位及び流況の変化の程度

「地盤」の「工事の完了後 地下水の水位及び流況の変化の程度」に示したとおり、地下水の水位及び流況に及ぼす影響は小さいと考える。

(2) 表面流出量の変化の程度

本事業では、貯留施設の雨水流出抑制施設の設置により、雨水流出抑制量以上の対策量を確保する計画であり、雨水の表面流出量への影響は小さいと考える。

6.7 日影

6.7.1 環境保全のための措置

6.7.1.1 予測に反映した措置

工事の完了後において、以下に示す環境保全のための措置を行う。

- ・計画する工場棟の最高高さは、既存の工場棟の高さ（約31m）と同じとする。
- ・煙突は既存煙突と同じ高さとすることにより、計画地周辺の日影の状況に配慮する。

6.7.2 評価の結果

6.7.2.1 工事の完了後

(1) 冬至日における日影の範囲及び日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度

計画建築物（煙突を含まない）による日影時間は、各規制対象区域の規制時間内である。

また、煙突の高さは既存と同じ（約120m）で、位置は東に10m程度移動し、日影の範囲は現況と比べほぼ変わらない。

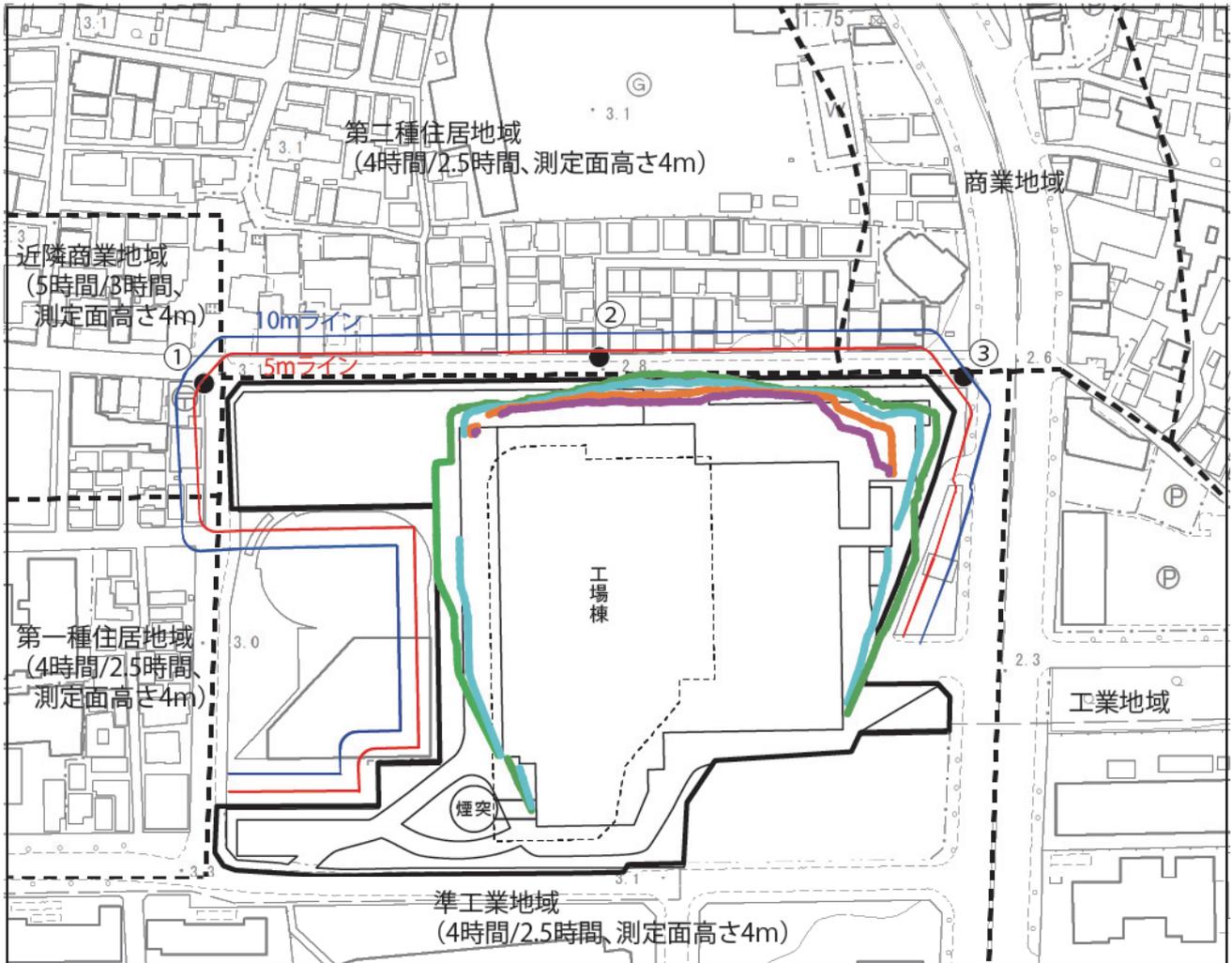
したがって、冬至日における日影の状況の変化の程度は小さいと考える。

(2) 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度

計画地周辺の特に配慮すべき施設等として、計画地周辺の住宅は、計画地の北～西側にかけて低層の住宅がある。

住宅については、冬至日における日影時間が増加する地点があるが、計画する工場棟の高さを既存と同じに抑えることで、増加時間は最大で約80分にとどまる。

したがって、計画建築物等による特に配慮すべき施設等への日影の影響は最小限に抑えられると考える。



5mライン、10mラインの設定方法

北側 道路中心線から5mを5mライン
 北西側：道路中心線から10mを10mライン
 東側
 西側：敷地境界線の外側から5mを5mライン
 5mラインから外側へ5mを10mライン

予測地点	日影時間	内約
地点①	[0:25]	(8:00) - (8:25)
地点②	[1:20]	(8:00) - (9:10) (15:50) - (16:00)
地点③	[2:00]	(14:00) - (16:00)

凡 例

- : 計画地
- : 既存建築物
- : 日影調査地点
- : 5時間以上日影範囲
- : 4時間以上日影範囲
- : 3時間以上日影範囲
- : 2.5時間以上日影範囲

地域	規制される範囲		測定面 高 さ
	5mライン	10mライン	
第一種住居地域	4時間	2.5時間	4.0m
第二種住居地域	4時間	2.5時間	
近隣商業地域	5時間	3時間	
準工業地域	4時間	2.5時間	

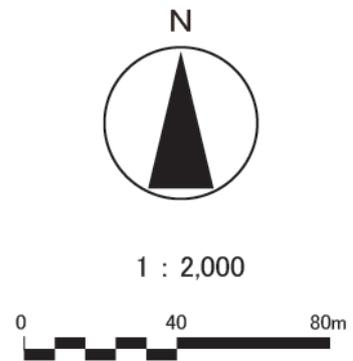


図 6.7-1 計画建築物による等時間日影図

6.8 電波障害

6.8.1 環境保全のための措置

6.8.1.1 予測に反映しなかった措置

(1) 工事の施工中

- ・工事の施行中にテレビ電波障害が生じ、本事業に起因する障害であると明らかになった場合には、地域の状況を考慮して、CATVの活用、共同受信施設の設置、アンテナ設備の改善等、速やかに適切な措置を講じる。
- ・クレーンについては、未使用時はブームを電波到来方向と平行に向ける等、極力障害が生じないように配慮する。
- ・工事現場には当組合の職員が常駐し、苦情等の対応を行う。

(2) 工事の完了後

- ・予測地域外において、本事業による電波障害が明らかになった場合は、原因調査を行った後、必要に応じて適切な対策を講じる。
- ・計画する工場棟の最高高さは、既存の工場棟の高さ（約31m）と同じとする。
- ・当組合の職員が苦情等の対応を行う。

6.8.2 評価の結果

6.8.2.1 工事の完了後

(1) 遮蔽障害

計画建築物等により、一部の地域でテレビ電波の遮蔽障害が発生する可能性がある。

なお、計画建築物等に起因する電波障害が発生した場合には、適切な障害対策を講じることにより電波障害は解消され则认为する。

6.9 景観

6.9.1 環境保全のための措置

6.9.1.1 予測に反映した措置

工事の完了後において、以下に示す環境保全のための措置を行う。

- ・計画建築物の外観意匠については、北区景観づくり計画に定める景観形成基準に基づいた周辺環境と調和したデザインとする。
- ・計画する工場棟の最高高さは、既存の工場棟の高さ（約31m）と同じとする。
- ・煙突については既存煙突と同じ高さとするため変化はほとんどなく、周辺環境と調和したデザインとする。
- ・屋上緑化や工場周辺に高木等を設置する等、可能な限り緑化を図る。

6.9.2 評価の結果

6.9.2.1 工事の完了後

(1) 主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度

本事業は、既存建築物等を建替えるものであり、計画建築物は最高高さを既存建築物と同様とし、煙突についても既存と同じ高さ約120mとする計画である。また、周辺環境に調和した色合いとし、計画建築物等の視認性を和らげ景観の質を高めることで、『北区らしい景観』にふさわしい景観構成要素になると考える。

したがって、地域景観の特性の変化は小さいと考える。

(2) 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

建替え後の工場棟及び煙突の高さは既存のものと同じであるため、基本的な景観構成要素の変化はなく、色彩や形状にあたっては北区景観づくり計画に定める景観形成基準に基づいた外観意匠とすることで、周囲の街並みと調和のとれた景観を創出でき、眺望に大きな変化を及ぼさないと考える。

(3) 圧迫感の変化の程度

計画する工場棟は、最高高さを既存の工場棟の高さと同様にすることで、計画地近傍における形態率の変化は約-6.0ポイントから約11.8ポイントの範囲に留まる。

また、工場棟の色彩や形状にあたっては、北区景観づくり計画に定める景観形成基準に基づいた外観意匠とする。さらに、工場棟周囲には高木等を配置することで、圧迫感の軽減を図る計画である。



清掃工場の南東側に位置し、北本通りの歩道から清掃工場を望む地点である。この地点は、歩道利用者が道路越しに清掃工場の建築物及び煙突を見ることができる。

写真 6.9-1(1) 北本通りからの景観(現況)



建替え後の工場棟は、最高高さを既存建築物と同じとして、周辺環境に調和した色合いとすることで視認性を和らげている。煙突は既存煙突と同じ高さとする事で、建替え前とほとんど変わらない。

写真 6.9-1(2) 北本通りからの景観(将来)